

環水大管発第 2506301 号
令和 7 年 6 月 30 日

各〔都道府県知事
市長
特別区長〕 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 19 号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 20 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなった。また、本改正のほか、水質基準を補完する項目として定めている水質管理目標設定項目の一部を改正することとしたので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配意をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

令和 6 年 6 月 25 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、食品に含まれる有機フッ素化合物（P F A S）に関する食品健康影響評価に基づき、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）に係る基準を追加するとともに、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）について、所要の改正を行ったものであること。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）別添 1 に定めた水質管理目標設定項目について見直しを行ったものであること。加えて、厚生省生活衛生局長通知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号）について、所要の改正を行ったものであること。

第 2 水質基準に関する省令の一部改正について

同省令の表について、20 の項から 51 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、新たに 20 の項としてペルフルオロ（オクタンー1—スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）（以下「P F O S 及び P F O A」という。）に係る基準値（0.00005mg/L[※]）を追加する改正を行ったものであること。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

第 3 水道法施行規則の一部改正について

同規則第 15 条に定める定期及び臨時の水質検査について、「P F O S 及び P F O A」の項目を追加し、試料の採取の場所（同条第 1 項第 2 号）及び検査の回数（同条第 1 項第 3 号ハ及びニ）について、その定期検査の頻度をおおむね 3 か月に 1 回以上とするとともに、簡易水道事業及び専用水道は、過去の検査結果等により検査回数を減じることを可能とすること

とした。また、全量を受水する水道事業者等は、一定の条件を満たすことで検査を省略（同条第1項第4号ロ）することを可能とする等の改正を行ったものであること。

なお、今回の改正内容については「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」（令和7年6月30日付け環水大管発第2506305号）に留意されたいこと。また、PFOs及びPFOAは水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目として位置づけられており、過去の検査の結果については、都道府県及び水質汚濁防止法政令市において把握している公共用水域・地下水におけるPFOs及びPFOAの測定結果の情報を活用することも考えられることから、適宜関係者との連携を図るよう留意されたい。

第4 水質管理目標設定項目の一部改正について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号）本文並びに別添1を、別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。

第5 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正について

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号）の別紙「飲用井戸等衛生対策要領」のうち、4.2）に掲げる「②飲用井戸等の検査」及び4.3）について、別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。

第6 留意事項

第2から第5までの改正事項については、いずれも令和8年4月1日から施行されること。

また、PFOs及びPFOAの検査法については、現在通知で規定している方法を基に、今後必要な検討を行い、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）を改正する予定である。

別紙1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号)

改正後（新）	改正前（旧）																		
<p>第2 新基準省令の制定について</p> <p>1 一般的な事項</p> <p>(1) 新基準省令においては、表の上欄に掲げる事項に1から<u>52</u>までの番号を付し、下欄に基準値を掲げることとしたこと。なお、旧基準省令では表の下欄に検査方法名を掲げていたが、新基準省令では検査方法は<u>環境大臣</u>が定めることとし、具体的には検査方法告示に規定したこと。</p> <p>第3 水道法施行規則の一部改正について</p> <p>3 定期水質検査に供する水の採取場所、検査回数及び検査の省略</p> <p>(3) 水道法施行規則第15条第1項第4号イにおいて、一定の項目については、過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、それぞれの項目に係る第4号イの表の下欄に掲げる事項を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないと認められる場合においては、検査を省略することができるとしたこと。また、同号ロにおいて、新基準省令の表中<u>20</u>の項の上欄に掲げる事項については、水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする場合は、当該水道用水供給事業者の検査の結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないと認められるときは、検査を省略することができるとしたこと。</p>	<p>第2 新基準省令の制定について</p> <p>1 一般的な事項</p> <p>(1) 新基準省令においては、表の上欄に掲げる事項に1から<u>51</u>までの番号を付し、下欄に基準値を掲げることとしたこと。なお、旧基準省令では表の下欄に検査方法名を掲げていたが、新基準省令では検査方法は<u>厚生労働大臣</u>が定めることとし、具体的には検査方法告示に規定したこと。</p> <p>第3 水道法施行規則の一部改正について</p> <p>3 定期水質検査に供する水の採取場所、検査回数及び検査の省略</p> <p>(3) 水道法施行規則第15条第1項第4号において、一定の項目については、過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、それぞれの項目に係る第4号の表の下欄に掲げる事項を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないと認められる場合においては、検査を省略することができるとしたこと。</p>																		
別添1 水質管理目標設定項目	別添1 水質管理目標設定項目																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値	検査方法	1～30 (略)	(略)	(略)	31 削除	削除	削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u>及びペルフルオロオクタン酸(PF)</td> <td><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u>及びペルフルオロオクタン酸(PF)</td> <td>固相抽出—LC—MS法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値	検査方法	1～30 (略)	(略)	(略)	31 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u> 及びペルフルオロオクタン酸(PF)	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u> 及びペルフルオロオクタン酸(PF)	固相抽出—LC—MS法
項目	目標値	検査方法																	
1～30 (略)	(略)	(略)																	
31 削除	削除	削除																	
項目	目標値	検査方法																	
1～30 (略)	(略)	(略)																	
31 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u> 及びペルフルオロオクタン酸(PF)	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u> 及びペルフルオロオクタン酸(PF)	固相抽出—LC—MS法																	

				<u>ルフルオロオクタ ン酸 (PFOA)</u>	<u>OA) の量の和として、0.0 0005mg/L 以下 (暫定)</u>	

別紙2

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日付け衛水第12号)別紙「飲用井戸等衛生対策要領」

改正後（新）	改正前（旧）
<p>4. 衛生確保対策</p> <p>2) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。</p> <p>(i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤<u>並びにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u>及び<u>ペルフルオロオクタン酸(PFOA)</u>その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たつては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。</p> <p>エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たつては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>4. 衛生確保対策</p> <p>2) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。</p> <p>(i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度<u>及び濁度並びに</u>トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たつては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。</p> <p>エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たつては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。</p> <p>③ (略)</p>

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記2) -③-ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やPFOs及びPFOAその他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記2) -③-ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。